

## 9. 登記記録・附属書類等の保存期間

保存期間が 50 年間のものは何か。

(解答) 閉鎖した土地の登記記録（規則 28 条 4 号）

保存期間が 10 年間のものを 3 つ挙げなさい。

(解答) 共同担保目録（※全ての事項が抹消された日から）、受付帳、登記識別情報の失効の申出に関する情報

閉鎖されても保存期間が「永久」のものを全て挙げなさい。

(解答) 地図、地図に準ずる図面、建物所在図（規則 28 条 2 号・3 号）

職権表示登記等事件簿に記録された情報は、立件の日から何年間保存されるか。

(解答) 5 年間。「事件簿」は、調査士が調製するものを除き全て 5 年。  
(調査士が調製するもののみ 7 年)

保存期間が3年間のもの1つを挙げなさい。

(解答) 土地家屋調査士が依頼者に交付した領収書の副本（調査士規則 27条1項）

その他、不正登記防止申出書類つづり込み帳（準則 17条1項10号）等

職権表示登記等書類つづり込み帳につづり込まれた書類に記載された情報は、立件の日から何年間保存されるか。

(解答) 30年間

保存期間が1年間のものを挙げなさい。

(解答) 請求書類つづり込み帳につづり込まれた書類に記載された情報（規則 28条18号）

「つづり込み帳」と付くものの保存期間は、その前に書かれている言葉に着目する。

- ・「申請書類」「閉鎖された図面類」は全て30年である。
- ・「職権表示登記等書類」は、表示に関する登記を登記官が職権で登記した場合の書類である。これは表示に関する登記をした書面であることに変わりはないので、人が申請した場合と同様、保存期間は30年となる。
- ・「請求書類」は、登記所において登記事項証明書などを請求する際に記入する用紙である。膨大な量になるため、保存期間は1年である。
- ・「決定原本」「審査請求書類」は5年である。この2つは一般的な事件簿と同じ期間として覚えておけばよい。
- ・「不正登記防止申出書類」は3年である。これは3年の保存期間のものとして押さえておく。

